

損害保険料控除は原則廃止

10月以降保険会社や社会保険庁から、年末調整の控除証明書が届いているかと思います。今年から税制改正により従来の「損害保険料控除」が廃止され、新しく「地震保険料控除」が導入されました。従来の「長期損害保険契約等」で一定のものについては、経過措置により一部控除が継続できるようにはなっています。そこで、今回は年末調整を控えて、所得控除の対象となる「地震保険料控除」につきまして、概要をご紹介します。

1. 控除の対象となる地震保険料とは

控除の対象となる保険や共済の契約は、納税者や納税者と生計を一にしている配偶者その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるものに限られています。

2. 経過措置の対象となる長期損害保険契約とは

2006年の税制改正で、2007年分より損害保険料控除が廃止されました。しかし、次のいずれの要件にも該当する長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 2006年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が2007年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 2007年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

3. 地震保険料控除額の計算式

区 分	年間の支払保険料の合計	控 除 額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2)旧長期損害 保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超2万円以下	支払金額÷2+5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2)両方がある場合		(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高5万円)

(注) 一つの損害保険契約等又は長期損害保険契約等が、上記の表の(1)、(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

4. 控除額の具体例

前提：地震保険料の年額 20,000円 旧長期損害保険料の年額 18,000円 各々別々の契約
 計算：地震保険料の控除額 20,000円 + 旧長期損害保険料の控除額 18,000円÷2+5,000円
 = 20,000円+14,000円=34,000円

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

